

共通書類 チェックリスト

会社名	事業所名

種別	申請の種類

● 手引65～67ページを確認の上、ファイルに名前を付けて送信してください。

提出ファイル名	チェック欄			書類名
	建設 工事	設計 ・計 測 量調	土木 持木 管施 理設	
00送付				1 送付票
02共通				2 申請地方公共団体申請書(様式A-1)
				3 建設工事請負共通情報(様式B-2)
				4 設計・調査・測量共通情報(様式B-3)
				5 土木施設維持管理共通情報(様式B-4)
03C1				6 競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)(様式C-1)
04C2				7 建設工事請負個別情報(様式C-2)
05C3				8 設計・調査・測量個別情報(様式C-3)
06C4				9 土木施設維持管理個別情報(様式C-4)
07謄本				10 【法人のみ対象】履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ※1、※2
08法人				11 【法人のみ対象】法人番号の確認資料(「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面)
09納税				12 【法人のみ対象】「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の3) ※1、※2 (法人設立直後でも発行可能)
10身分				13 【個人事業者のみ対象】身分証明書 ※1、※2
09納税				14 【個人事業者のみ対象】「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の2) ※1、※2 (開業直後でも発行可能)
11経審				15 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
12社保				16 【経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合】 【建設工事を申請せず、土木施設維持管理を申請する場合】 社会保険等の加入確認資料の写し
13許可				17 建設業許可通知書の写し又は許可証明書 ※1
				建設業許可に係る申請書類の写し((1)、(2)は必須。(3)は従たる営業所で申請する場合のみ必須) ※3
				18 (1)建設業許可申請書(様式第1号) (行政庁の收受印が押されているもの) (2)営業所一覧表(別紙二) (3)建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)
14資格				19 資格情報を証明する書類の写し(建設工事)※3、※4
15登録				20 登録状況を証明する書類の写し(設計・調査・測量)※3、※5、※6
16障害				21 【障害者を1人以上雇用している場合】 障害者雇用に係る書類((1)、(2)のどちらか) (1)障害者雇用状況報告書(行政庁の收受印が押されているもの)の写し (2)障害者雇用の状況(様式B-5)
17認証				22 ISO9001認証取得登録証の写し(申請業務に関連するものに限る)
				23 ISO14001認証取得登録証の写し(申請業務に関連するものに限る)
18監理				24 【監理技術者が1人以上いる場合】監理技術者の状況(様式B-6)
19建災				25 【加入している場合】建設業労働災害防止協会加入証明書※1、※2
20C5				26 委任状(様式C-5)※7
29行政書士				27 行政書士の委任状(任意様式)

Excelファイルを1部提出してください。

Excelファイルをそれぞれ1部提出してください。

※下記自治体へ申請する場合 **必須** (2自治体)

・ふじみ野市、戸田ボートレース企業団

22C6		28 使用印鑑届(様式C-6)※8
------	--	-------------------

※下記自治体の資格者名簿登載者又は追加申請希望者と資本関係・人的関係があり、
下記の自治体に申請する場合 (4自治体)

・さいたま市、川越市、川口市、ふじみ野市

22C13		29 資本関係・人的関係調査(様式C-13)※9
-------	--	--------------------------

※下記自治体へ申請する場合 **必須** (14自治体)【追加申請の場合】

・埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、本庄市、春日部市、深谷市、北本市、
富士見市、白岡市、伊奈町、鳩山町、小鹿野町、上里町

23C14		30 納税状況等照会同意書兼誓約書(様式C-14)※10
-------	--	------------------------------

(中小企業等協同組合等で申請する場合)

24C7		30 組合員名簿(様式C-7)
25C8		31 役員名簿(様式C-8)
26官公需		32 官公需適格組合証明書の写し※11
27組合経審		33 経営事項審査の総合評定値通知書の写し(組合と組合員のもの) ※11、※12
28C9		34 官公需適格組合資格審査数値計算表(様式C-9)※11、※12

※1 写し(コピー)でも結構です。ただし、記載内容がはっきりと確認できるものを提出してください。

※2 申請日前3か月以内に交付されたもののみ有効です。

※3 変更がある場合は、変更届・廃業届(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。電子申請で收受印が無い場合は、「申請番号等が印字された書類」をJ-CIPからダウンロードし、提出してください。

※4 管工事の浄化槽工事の届出は、申請する事業所の所在地等が分かる書類を添付してください。

※5 測量業・建築士事務所登録は、登録を受けた事業所の所在地等が分かる書類を添付してください。

※6 申請の有無に関わらず、登録がある場合は提出してください。

※7 代理人を置いて申請する場合は提出してください。代理人を置かない場合は提出不要です。

※8 別冊2(共通書類のページ)の「19使用印鑑届(様式C-6)」に記載のある自治体に申請する場合は提出してください。

※9 別冊2(共通書類のページ)を確認の上、該当する場合は提出してください。

※10 納税状況等が確認できないときは、各自自治体から申請者に納税証明書等の提出を求めることがあります。

※11 官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合のみ提出してください。

※12 自治体によって申請内容が異なる場合は、共同受付窓口(埼玉県入札審査課)までお問合せください。

◎ 提出する書類は、申請日現在において有効なものに限ります。期限切れ等がないかよく確認してください。